

医療機関への適正受診と 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度のお知らせ

☎/こども未来課 ☎463-2834

医療機関への適正受診のお願い

軽い症状にも関わらず、休日や夜間に病院の救急外来を受診する、いわゆる『コンビニ受診』が増えています。このため、緊急の重症患者さんの治療に支障をきたしたり、病院・医師へ過度の負担があったり、医療費の増大などの問題が起こっています。また、同じ病気でいくつもの病院を受診する『はしご受診』が増え、検査の重複による身体への負担や薬の重複による副作用の危険もあります。

これらの問題を解決するために、医療の「適正受診」が必要となってきています。

救急医療を本当に必要としている方が、安心して医療を受けられるように、また、お子さんの体への過度の負担や薬による副作用を回避できるように、医療機関の適正受診へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

公立保育園、小・中学校（以下「各施設」といいます）の管理下での負傷、傷病によって通院・入院し、初診から治療までの自己負担額が1,500円以上ある場合は、各施設で加入の「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」が適用されます。医療機関を受診する際は、その旨を申し出て「こども医療費受給資格証（ひとり親家庭等医療費受給者証）」は提示しないようお願いします。

なお、手続きの詳細については、各施設の担当者へご相談ください。また、私立の保育園・幼稚園、小・中学校や高等学校に通われている場合は、制度に加入しているかどうかについて、各施設にお問い合わせください。



◆災害共済給付の対象および給付額◆

制度名	給付割合	期間	死亡・障害見舞金
日本スポーツ振興センター災害共済給付	4割(見舞金含む)	初診から最長10年	あり
こども医療費	2割(未就学児) 3割(小学生以上)	通院：中学校卒業まで 入院：高校生等(※1)まで 医療機関への支払いから5年以内	なし
ひとり親家庭等医療費	2割(未就学児) 3割(小学生以上)	通院・入院ともに 18歳到達後最初の3月31日まで(※2) 医療機関への支払いから5年以内	なし

※1 高校生等…在学の有無にかかわらず、18歳到達後最初の3月31日を迎えるまでのお子さん（保護者等の被扶養者に限る）

※2 お子さんに一定以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日までとなります。

児童館に遊びに行こう!

児童館は0歳～18歳未満の乳幼児、児童とその保護者であれば誰でも自由に遊べる施設です。児童館ではおもちゃやゲームで遊んだり、遊戯室で運動したりとさまざまな楽しみ方があります。また、季節ごとのイベントも充実していますので、ぜひ一度ご利用ください。

☎/きたはら児童館 ☎471-7140 はまさき児童館 ☎486-2477 みぞぬま児童館 ☎450-0858
ねぎしだい児童館 ☎450-1815 ひざおり児童館 ☎458-6969

Twitter: 朝霞市児童館 (@asakashakyo)

【小学生向けのおすすめ事業】

あそびンピック	小学生以上を対象に、児童館対抗で記録を競うゲームを毎月行っています。
各種検定（竹馬など）	なわとびや竹馬に親しみながら技の練習や検定をしています。ほかにも、コマやけん玉の検定などがあります。
スポーツ大会	ドッジボール、バスケットボール、卓球大会などを随時行っています。その他、定期的にバドミントンやバンパーなどをすることもできます。
子どもボランティア活動	年に3回行っているお祭りの子どもスタッフとして準備や司会、喫茶店のウェ이터など行っています。
工作、おりがみ事業	季節にちなんだおりがみや廃材を利用した工作など、子どもたちの興味に合った工作事業を毎月行っています。

※各事業は児童館により実施しているものが異なります。日程や内容についての詳細は毎月発行の児童館のおたよりをご覧ください。各児童館にお問い合わせください。

【緊急時児童館利用者登録のお願い】朝霞市児童館では、災害時に保護者の方との連絡を取るために、小学生を対象にした利用登録制度を実施しています。詳しくは各児童館にお問い合わせください（新1年生の登録も実施しています）。